○防衛省告示第二十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年一月二十三日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十七年一月十六日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

防衛大臣　中谷　元

一　使用する地方防衛局長の名称　沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県宜野湾市字野嵩前原（五二一番）、字伊佐上原（七九三番）、字大山嶽ノ佐久原（一七三五番一、一七七一番及び一七七二番）、字大山加良当原（一八七九番）、字大謝名東原（九九四番一及び九九四番二）、字大謝名軍花原（一二五六番）、字宜野湾宜野湾原（七四一番及び七六六番）、字宜野湾大嶺原（一〇〇五番及び一〇〇七番）、字宜野湾下原（一〇八五番）、字神山黒数原（七二一番）、字大山勢頭原（二五〇〇番）及び字宜野湾馬場下原（九九三番）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所　沖縄県宜野湾市伊佐四丁目一番一一号　伊佐区公民館

○防衛省告示第二十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十七年一月十六日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

防衛大臣　中谷　元

一　使用する地方防衛局長の名称　沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在　沖縄県那覇市前島三丁目二四番地三の一　那覇防衛事務所

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所　沖縄県那覇市前島三丁目二四番地三の一　那覇防衛事務所

○防衛省告示第二十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十七年一月十六日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

防衛大臣　中谷　元

一　使用する地方防衛局長の名称　沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県中頭郡嘉手納町字東青名地原（八〇番三、八〇番四、八〇番六及び八〇番七）及び字野国後原二四八番

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所　沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納二九〇番地九　沖縄防衛局

○中部地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月二十三日

中部地方整備局長　八鍬　隆

その関係図面は、平成二十七年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
静岡市清水区興津中町字往還道東七一八番一から同市駿河区丸子字泉ヶ谷三二一六番一まで	前	七・二〇～一一・〇〇メートル	二四・一二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 七・二〇～一一・〇〇メートル B 九・〇〇～一六三・〇〇メートル	二四・一二〇キロメートル	
	前	B 九・〇〇～一六三・〇〇メートル	二四・二三〇キロメートル	
	後	A 七・二〇～一一・〇〇メートル B 九・〇〇～一六三・〇〇メートル	二四・二三〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十三日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	静岡市葵区羽鳥大門町六六五番九七から同市葵区牧ヶ谷二一四八番まで	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月二十四日

○中部地方整備局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十三日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	三重県南牟婁郡御浜町大字志原字湊脇一八一七番一七七から同町大字下市木字三軒屋四六四七番まで	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月二十三日

○四国地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十三日

四国地方整備局長　三浦　真紀

一　施行者の名称　香川県

二　都市計画事業の種類及び名称　高松広域都市計画道路事業三・四・百十七号中新町鬼無線

三　事業施行期間　自平成二十七年一月二十三日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　香川県高松市香西東町地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十三日

四国地方整備局長　三浦　真紀